

素点 32.5
偏差値 64.8

第1問 答案用紙
(企業法)

問題1 1. 甲会社の株式には定款(13条1項1号)が設けられており、AはBに対して本件株式を甲会社の承認(13条1項)を得ずに譲渡しようとしたが、これを認めない。2. 甲会社に対しては関係は無効と解する。定款(13条1項)は、定款(13条1項)譲渡制限(13条1項)を有する株式の譲渡を認める旨の決議(13条1項)に基づき、甲会社が承認(13条1項)を得ずに譲渡しようとしたが、これを認めない。3. 5.7. 当該譲渡は甲会社との関係では無効であり、AとBとの関係では有効である。

問題2 1. Cは甲社の「株主等」であり、株主総会決議の日から3箇月以内」に株主総会決議取消しの訴えを提起している。(13条1項1号)譲渡制限株式(10条1項1号)の譲渡承認は、この場合に、当該株式の買取りに付いての事項の決定に係る株主総会に於いては、譲渡承認請求者は議決権を行使できないのが原則である。(14条3項本文)しかし、本問において譲渡承認請求者は、本件株式取得者であるBであり、Aは譲渡承認請求者であり、Bは譲渡者である。Aは10条1項1号の原則通り議決権を有すると認められる(10条1項)、甲会社はAの議決権行使を認めない。株主総会の決議方法Aは過半数(13条1項1号)というが、Cが主張する。CはCの主張は認められる。2. 譲渡承認請求に係る譲渡制限株式の買取りに付いての株主総会決議において、譲渡承認請求者の議決権行使を認めない(10条1項1号)旨の決議は、会社は自己株式の取得には株式代償費あり、その決定に係る決議の公正性を確保する必要がある。譲渡承認請求が株式の取得者がなしている場合でも、株式の譲渡者の権利行使を認め、決議の公正性を確保する必要がある。また、株式の譲渡者と取得者が共謀して、10条1項1号の濫用手段として利用している可能性がある。そのため、株式の取得者が譲渡承認請求を行っていないとしても、株式譲渡者は買取りに付いて株主総会決議に於いて議決権を行使するべき認められると解する。3. 本問において、株式の譲渡者であるAに付いて、買取りに付いての株主総会決議に於いて議決権行使は認められず、Cの主張は妥当である。

素点 32

偏差値 72.4

第2問 答案用紙
(企業法)

問題1	<p>1. 取締役会の開催に当たっては各取締役及び各監査役に於て、1週間前までに召集通知を提出しなければならない(第247項)が、本問において、取締役Bに於て召集通知を提出して、Bは取締役会に出席できなかった。この召集手続に瑕疵のある取締役会決議は有効である。○</p> <p>2. この点、原則として無効であるが、当該取締役会決議に参加していても決議の結果に影響を及ぼさなかった取締役の事情があるに依りて無効と解する。取締役会決議の無効については会社法上特別の訴えは定められていないため、召集手続に瑕疵のある取締役会決議は一般原則に於て無効と解するに当たっては、決議の結果に影響を及ぼさなかった取締役の事情が、当然に無効とすべきではないと考へてよい。○</p> <p>3. 本問において、FはBが本件取締役会に出席しても決議の結果に影響を及ぼさないと考へる。これは主観的な考へに過ぎず、また、Bは両会社の経営から排除される旨をBに通知し、取締役会に召集通知を提出した。また、2会社の経営方針を實質的に決定しているBは、以上を踏まえ、Bに於ける召集通知を提出したことを軽微な瑕疵であると言ふことはできず、解散の事情は認められず、本件取締役会は原則通り無効である。○</p>
問題2	<p>1. 本件株式譲渡は重要な財産の処分にあつたことが、その決定には、取締役会の決議が必要である(第246条第1号)が、本件取締役会の決議が無効な場合、本件株式譲渡は取締役会決議に依ることとなる。このFは取締役会決議に依らず重要な財産の処分は有効である。○</p> <p>2. この点、原則として有効であるが、取引の相手方が悪意・有過失であるならば、民法93条1項下記書類を類推適用して無効と解する。取締役会決議の有無は会社内部的意思決定の問題であるが、基本的には取引の安全を因る必要があるため、取締役会決議と代表取締役の行為を意思と表示、の関係と見ると、取締役会決議に依らず重要な財産の処分は意思と表示、に不一致が生じており、心裡留保に類似して考へられる。</p> <p>3. 本問において、取引の相手方であるFは、Bが本件取締役会に出席して決議の結果に影響を及ぼさないと考へる。Bの欠席の理由については特段の認識を怠らなかつた。Fは民法93条1項下記書類を類推適用し、本件株式譲渡は無効であり、株式の譲渡者である乙会社は本件株式譲渡は無効を主張すべきである。○</p>

評	点